

ハンセン病患者専用の刑務所だった「旧熊本刑務所菊池医療刑務支所」の塀の遺構。Fさんが収容され、所内に設けられた特別法廷で死刑判決が言い渡された。撮影後に取り壊された。2019年7月17日、熊本県合志市。



「菊池事件」再審の可否、1月28日決定へ

閉ざされた再審の扉 死刑執行後に関くか

写真・文 高波 淳

「開かずの扉」は開くのか。74年前に発生し、64年前に死刑が執行されてしまった「菊池事件」に新たな節目が訪れる。フリージャーナリストの高波淳さんが事件を振り返り、関係者の声を聞いた。



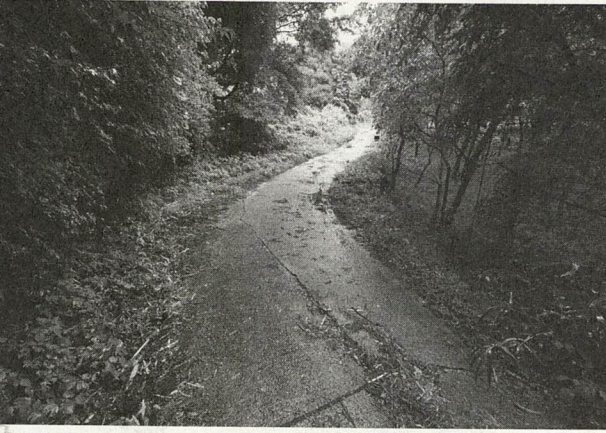
雨の中、熊本地裁前でFさんの再審無罪を求める人たち。この日、夕方には雪が降った＝2025年3月18日。

ハンセン病患者とされた男性（Fさん）が1952年に起きた殺人事件で、隔離施設内に設けられた「特別法廷」で裁かれ、無実を訴えながら死刑を執行された「菊池事件」。

遺族が再審を求める第4次再審請求で、熊本地裁は今年28日に再審の可否の決定を出す。死刑執行後の再審の前例はないという。10年間、事件を追った。

うつそうとした緑の中に、その現場はあった。初めて訪ねた時はカラスやウグイスが鳴き、二度目は冷たい雨が降っていた。熊本県北部の山

Aさんの遺体が見つかった現場付近。事件当時、道は通学路で舗装されていなかったという。2024年10月2日、熊本県内。



中。幅1・5メートルほどの小道で、1952年7月7日、当時の村の元職員Aさん（男性、当時50歳）が全身26カ所の切り傷や刺し傷がある遺体で見つかった。

5日後の7月12日、国立ハンセン病療養所・菊池恵楓園内の代用拘置所から逃走中だったFさん（当時29歳）が、Aさんを殺した容疑で逮捕された。

隔離政策で「患者狩り」

前年の51年にAさん宅にダイナマイトが投げ込まれ、Aさんらがけが

二審判決はFさんが凶器の血をこの池で洗ったと認められないことはないとしたが、凶器は捏造された疑いがある。2024年10月2日、熊本県内。



をする事件が起きていた。ハンセン病の隔離政策下、競い合うように「患者狩り」が進む中、Aさんは県の依頼で、村職員としてFさんの状況を県に報告した。

県はFさんに同園への入所を勧告した。同園からハンセン病と診断されたFさんは、複数の他の医療機関を回り、ハンセン病ではないとする診断書を集め、抵抗した。それでも

同園は、Fさんはハンセン病だとの診断を変えず、県は同園への入所を求めた。Fさんは、県に報告したAさんを逆恨みして、ダイナマイトを投げ込んだとして逮捕・勾留された。

否認したが、52年6月に懲役10年の判決を受け、1週間後に逃走した。

警察はFさんを指名手配し、山狩りを行ない、FさんやAさんの自宅周辺を警戒した。そのさなか、Aさんの遺体が見つかった。警察はFさんの犯行と断定し、捜索を強化した。

自宅近くの小屋に潜んでいるところを発見され、丸腰で逃げるFさんに警察官が発砲した。Fさんは右腕を撃ち抜かれ、複雑骨折をする重傷を負い、逮捕された。腕が激しく痛む状態で、取り調べを受けた。犯行を認める自白調書が作られた。その

後、Fさんは殺害を否認した。

Fさんは同園や、隣接するハンセン病患者専用の刑務所だった「熊本刑務所菊池医療刑務支所」の中に設けられた特別法廷で裁かれた。ハンセン病への偏見から、裁判官らは白い予防衣を着用した。証拠物は手袋をして、箸でつまんで扱われた。

罪状否認のまま死刑執行

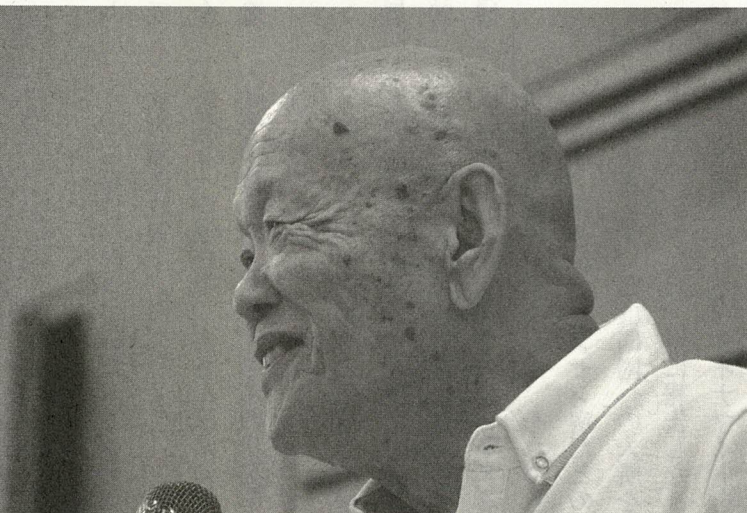
Fさんは罪状認否で殺人について否認した。しかし、無罪の弁護をしなければならぬはずの一番の国選弁護人は「別段述べることはない」と述べ、さらに、検察官が有罪の証拠として提出したすべての証拠に同意した。裁判官もそれをそのまま証拠採用した。Fさんは圧倒的に不利な状況に追い込まれた。一審弁護人は、現場検証に立ち会うことさえ怠ったという。

53年に死刑判決が言い渡され、57年に確定した。三度目の再審請求が退けられた翌日の62年9月14日、Fさんが40歳の時、刑が執行された。三度目の再審請求棄却が決定される前に、すでに法務大臣は死刑執行命令書を作成していた。

遺族がFさんの無実を信じながら



事件現場などを訪ねる「現地調査」で弁護団の国宗直子弁護士（右）の説明を聞く参加者ら。中央は「東住吉事件」の冤罪被害者の青木恵子さん。「無実で死刑を執行されるのは本当に許せない」＝2024年10月2日、熊本県内。



豎山勲さんは菊池事件のことを多くの人に知ってもらおうと、いま、ネット署名や事件を題材にした映画『新・あつい壁』（中山節夫監督）の上映運動に取り組んでいる＝2025年9月14日、熊本市内。

『新・あつい壁』上映予定

2026年1月17日（土）19時、東京都東村山市の市民ステーション「サンバルネ」2階コンベンションホール、主催：国民民主党東京都第20区総支部（上映前に中山節夫監督の講話も）
▼3月1日（日）14時、兵庫県尼崎市の東園田町総合会館3階ホール、主催：ハンセン病問題を考える尼崎市民の会

も偏見や差別を恐れ、再審請求できない中、再審を目指す弁護団や元患者らは、遺族とともに再審請求権を持つ検察に再審請求するよう求めた。検察は応じず、元患者らは検察官が再審請求しないのは不当だとして、国家賠償請求訴訟を2017年に熊本地裁に起こす。

20年に、特別法廷で行なわれた審理は法の下の平等などに反して違憲だとする判決が確定し、市民や元患者ら約1200人が、憲法の請願権を根拠に再審を求める請求書を提出した。背中を押されるように、遺族が21年に再審請求した。

非公開の再審請求審の協議は昨年7月に終結した。弁護団によると、弁護側はこれまでに①菊池事件の裁判手続きは憲法違反であり、このことと自身が再審の理由になる②Aさんの遺体の傷の中に凶器とされた短刀ではできない傷があり、短刀からは血痕も指紋も検出されていない。短刀は捜査機関が証拠を捏造した疑いがある③犯人は返り血を浴びたはずなのに、Fさんの上衣には血痕は付着していない④殺人事件が起きた日の夜、Fさんの大叔母と伯父が、訪ねてきたFさんに殺害を告白された

熊本地裁判前の集会で「私たちの国は憲法違反の死刑判決を長い年月、放置してきた」と話す徳田靖之・弁護士共同代表。この日、裁判手続きの憲法違反は再審開始の理由になることを立証するための証人尋問が行なわれた（2024年10月1日）。

ハンセン病の隔離法廷は違憲

とする親族供述は矛盾や不自然な変更があり、信用できないなどと主張してきた。

これに対し検察側は「現行の刑事訴訟法には、訴訟手続きの憲法違反を理由とする再審を認めた規定はない」「被害者の傷は本件短刀によって創傷可能だ。凶器として用いられ、たことが確実な刃物を鑑定しても、血痕が検出されないことがあり得

る」などと反論してきたという。

人間として裁かれたのか

弁護団の徳田靖之共同代表（81歳）は「日本で死刑執行後に再審が開かれた例はない。再審開始となれば死刑制度の根幹が揺らぎ、罪を犯していない市民の命を国家が奪う残酷性が究極的に明らかになる」と話す。

ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟全国原告団協議会会長の豎山勲さん（77歳）は、わずか13歳で鹿児島県の療養所に強制収容され、その日のうちに遺体解剖承諾書に署名させられた。9日後に聞いた園内放送に震え上がった。放送は「Fさんが殺されました！」と実名を挙げ二度繰り返し、「不当な死刑執行です」と続けた。叫ぶような声だった。「怖かった。殺されたって？俺はいつ殺されるんだと思った」。豎山さんは「Fさんはこの国と法曹三者に殺された。人間として裁かれていない。悔しい。はじめをつけ、再審ができることをFさんに報告したい」と話す。



Fさんの63回目の命日に開かれた追悼の集会「秋桜忌」で黙とうする人たち
＝2025年9月14日、熊本市内。



たかなみ あつし・フリージャーナリスト。